

各位

会社名 株式会社K i p s  
 代表者名 代表取締役 國本 行彦  
 (コード：9465 TOKYO PRO Market)  
 問合せ先 取締役 林 高史  
 TEL 03-4590-6605  
 URL <http://www.kips.co.jp/>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年3月11日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年中に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を次のとおり変更するものであります。

- (1) 更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)            第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第17条 (株主総会資料の電子提供)            当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。            2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u>  <u>第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>  <u>現行定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更定款第17条 (株主総会資料の電子提供) は会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生じるものとする。</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u>  <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

- (1) 定時株主総会開催予定日  
2022年3月11日 (金)
- (2) 定款一部変更の効力発生時期  
2022年3月11日 (金) 予定

以 上